

太田市蚕糸業継承対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、群馬県が実施する蚕糸業継承対策事業と協調し、本市における養蚕業及び製糸業の持続的発展を推進するため、太田市蚕糸業継承対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）、蚕糸業継承対策事業実施要領（平成27年6月4日群馬県制定蚕園第30332-1号）及び蚕糸業継承対策事業実施基準に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者等)

第2条 補助金の交付の対象となるもの（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる活動のうち3つ以上に取り組んでいる県内JA等を単位とする養蚕製糸推進協議会又はそれに類似した団体（以下「協議会」という。）とする。

- (1) 計画した繭生産量の確保
- (2) 養蚕参入者の育成
- (3) 高品質繭生産（上簇環境の改善等）のための取組
- (4) 需用者が求める繭生産の推進
- (5) 県オリジナル蚕品種の生産拡大
- (6) その他目的達成に必要な事項

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 協議会構成各養蚕農家等（新規参入者（平成26年度（以下「基準年」という。）後に養蚕を開始した者をいう。）である者を除く。次号及び第3号において同じ。）の掃立量又は繭生産量のいずれかが基準年の養蚕実績の100%以上の場合 繭1キログラム当たり1,000円（県負担分900円、市負担分100円）
- (2) 協議会構成各養蚕農家等の掃立量又は繭生産量のいずれかが基準年の養蚕実績に対し80%以上100%未満の場合 繭1キログラム当たり780円（県負担分700円、市負担分80円）
- (3) 協議会構成各養蚕農家等の掃立量又は繭生産量のいずれかが基準年の養蚕実績に対し60%以上80%未満の場合 繭1キログラム当たり560円（県負担分500円、市負担分60円）
- (4) 所属の新規参入者（養蚕開始2年目までの者に限る。）のサポートに取り組む協議会の場合 繭1キログラム当たり1,000円（県負担分900円、市負担分100円）

00円)

- 2 協議会構成各養蚕農家等のうち新規参入者に係る補助金の額については、蚕糸開始3年目からは1年目と2年目の2カ年実績の平均値を基準とし、その基準に対する達成度により前項の規定に準じてその額を算定する。ただし、養蚕開始2カ年（1年目及び2年目）については、繭1キログラム当たり1,000円（県負担分900円、市負担分100円）を補助金の額とする。
- 3 自然災害により、やむを得ず協議会の掃立量又は繭生産量が減少した場合にあっては、別表に規定する例外措置を講ずる。
- 4 補助金は、予算の範囲内で交付する。

（書類の整備等）

第4条 補助金の交付を受けたものは、補助事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該補助対象事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しておかなければならない。

（その他）

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定により補助金の交付を受けたものについては、第4条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	例外措置	
自然災害 ※凍霜害、雹害、風水害、干害、雪害など	桑の被害	被害相当量を加算した掃立量又は繭生産量をもって第3条第1項又は第2項の達成程度を判断 ※被害相当量は「農作物気象災害評価基準」に基づき算定
	施設の被害	復旧に要した期間の被害相当量を加算した掃立量又は繭生産量をもって第3条第1項又は第2項の達成程度を判断